

つ く み 地域安全ニュース



津久見市防犯協会

☎ 82-9511

白杵津久見警察署

☎ 62-2131

フィルタリングで有害情報をシャットアウト！ (保護者の皆さんには責務と義務があります。)

入学・進学祝でスマートフォン等を子どもさんにプレゼントする家庭が多くなっています。



県内では、中・高校生の約9割の子どもたちがスマートフォン等を利用して利用しています。平成29年上半期のインターネットのコミュニティサイトを通じて犯罪被害に遭った子供の数は919人とこれまで最も多くその中で9割以上がフィルタリングの設定をしていませんでした。(警察庁調査)。

※ フィルタリングとは・・・有害なサイトへのアクセスを制限するサービスです。

- ・ インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの(出会い系サイトやアダルトサイトなど)」に分け、子どもに見せたくないページにつながらないようにする機能です。
「フィルタリング」には様々な機能があり、子どもの年齢に合わせて選択することができます。



保護者の皆さんには責務と義務があります

- 保護者には、フィルタリングの利用等により子どものインターネット利用について適切な管理を行う等の責務
- 携帯電話を購入する際、子どもが利用することを携帯事業者に申し出る義務が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に定められています。
(第6条、第17条第2項参照)

* 家庭のルールを作りましょう *

- 犯罪やトラブルから子どもを守るため、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが必要です。



子どもを被害者にも加害者にも させないためにフィルタリングを！